

年金積立金管理運用独立行政法人情報公開規程

(総則)

第1条 年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）における情報公開に関する事務は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号。以下「情報公開法施行令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「法人文書」とは、管理運用法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該役職員が組織的に用いるものとして、当該管理運用法人が保有しているものをいう。

ただし、(1)官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの(2)情報公開法施行令で定める公文書館その他の施設において、情報公開法施行令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものを除くものとする。

2 この規程において、「開示」とは、法人文書を閲覧に供し、又は写しを提供すること（電磁的記録にあっては、複製したもの若しくは用紙に出力し、印刷し、若しくは印画したものを提供することを含む。）をいうものとする。

(情報公開窓口の設置)

第3条 管理運用法人は、情報公開法施行令第12条に定めるところによる情報の提供を行うため、管理運用法人内に情報公開窓口を設置するものとする。

(開示)

第4条 法人文書の開示は、その請求に基づいて行うものとする。

(不開示)

第5条 別表1に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている法人文書については、不開示とするものとする。

2 管理運用法人は、前項に規定する法人文書について、不開示とする事由が消滅したと認められるときは、遅滞なく、これを開示するものとする。

(部分開示)

第6条 法人文書であって、その一部に別表1に掲げる不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、前条の規定にかかわらず、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。

2 開示の請求に係る法人文書に前条第1項の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同項の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用するものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第7条 管理運用法人は、第5条第1項又は前条に規定により不開示とされる法人文書又はその部分

について開示の請求があった場合において、不開示とすることにより保護される利益に優先する公益上の理由があると認められるときは、当該法人文書又はその部分の開示をするものとする。

(法人文書の存否)

第8条 開示の請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるものとする。

(開示請求の手続き)

第9条 法人文書の開示の請求を行うに当たっては、当該請求者は、当該請求に係る法人文書を特定するために必要な事項その他所要の事項を「法人文書開示請求書」(様式第1号)(以下「開示請求書」という。)に記載し、管理運用法人へ提出することにより行うものとする。この場合、当該様式によらない開示請求であっても、法第4条第1項各号に掲げる事項が記載されている書面であれば有効な請求とするものとする。

- 2 開示請求書の提出は、窓口来所によるものとする。ただし、開示請求者が郵送を希望するときは、この限りではない。
- 3 開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求書に対して、相当の期間を定めて、「法人文書開示請求書の補正について(依頼)」(様式第1号の2)によりその補正を求めることができるものとする。この場合において、管理運用法人は、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

(開示の決定等)

第10条 管理運用法人は、開示の請求に係る法人文書の開示をするときは、別に定める審査基準(以下「審査基準」という。)に基づき審査し、その旨の決定をし、当該請求者に対し、開示を決定した旨(第6条の規定に基づく部分の開示の決定である場合は、その旨)、開示の方法、場所、日時等について「法人文書開示決定通知書」(様式第2号)により通知するものとする。

- 2 管理運用法人は、開示の請求に係る法人文書を不開示とするとき(請求に係る法人文書を所有していないときを含む。)は、審査基準に基づき審査し、その旨を決定し、当該請求者に対し、理由を付してその旨を「法人文書不開示決定通知書」(様式第3号)により通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第11条 前条各号の決定(以下「開示の決定等」という。)は、開示の請求があった日(補正があった場合は、補正に要した日数は算入しない。)から30日以内に行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理運用法人は、事務処理上困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができるものとする。この場合において、管理運用法人は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長理由を「開示決定等の期限の延長について(通知)」(様式第4号)により通知するものとする。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 開示の請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示の請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示の決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、管理運用法人は、開示の請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示の決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示の決定等をする。この場合において、管理運用法人は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、その旨及び残りの法人文書について開示の決定等をする期限を「開示決定等の期限の特例規定の適用について(通知)」(様式第5号)により通知するものとする。

(事案の移送)

第13条 管理運用法人は、開示の請求に係る法人文書が行政機関又は他の独立行政法人等により作成されたものであるときその他行政機関又は他の独立行政法人等において開示決定等を行うことにつ

いて正当な理由があると認められるときは、当該行政機関又は他の独立行政法人等と協議の上、当該行政機関又は他の独立行政法人等に対し、事案を「開示請求に係る事案の移送について」（様式第6号又は様式第6号の2）により移送することができるものとする。

- 2 前項の規定により事案を移送した場合において、移送を受けた行政機関又は独立行政法人等が開示の実施をするときは、当該開示の実施に必要な協力をするものとする。
- 3 第1項の場合においては、開示請求者に対し、事案を移送した旨を「開示請求に係る事案の移送について（通知）」（様式第7号又は様式第7号の2）により通知するものとする。

（第三者保護のための手続き）

- 第14条 開示の請求に係る法人文書に管理運用法人及び開示の請求者以外の第三者に関する情報が含まれているときは、管理運用法人は、開示等の決定をするに当たって、当該第三者に対し、開示の請求に係る法人文書の名称その他必要事項を「法人文書の開示請求書に関する意見について（照会）」（様式第8号又は様式第9号）により通知して、「法人文書の開示に関する意見書」（様式第10号）を提出する機会を与えるものとする。
- 2 管理運用法人は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を「法人文書の開示決定について（通知）」（様式第11号）により通知するものとする。

（開示の実施）

- 第15条 法人文書の開示は、別表2に定める方法により行うものとする。ただし、管理運用法人がその役職員の職務の遂行に重大な支障が生じると認めるときは、その支障が生じない方法により、開示するものとする。

（開示の実施方法等の申し出）

- 第16条 管理運用法人は、開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者に対し、第10条第1項に規定する通知があった日から30日以内に、その求める開示の実施方法等の事項を記載した「法人文書の開示の実施方法等申出書」（様式第12号又は様式第13号）の提出を求めるものとする。

（更なる開示の申し出）

- 第17条 開示請求者から更なる開示の請求があったときは、最初に開示を受けた日から30日を超えている場合及び既に開示を受けた法人文書につきとられた開示の実施の方法と同一の方法による場合を除き、当該請求者に対し、必要事項等を記載した「法人文書の更なる開示の申出書」（様式第14号）の提出を求めるものとする。

（他法令による開示との調整）

- 第18条 管理運用法人は、他の法令の規定により、開示の請求に係る法人文書が前条に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、前条の規定にかかわらず当該法人文書を当該他の法令に基づき開示するものとし、情報公開法に基づく開示は行わないものとする。

（異議申立て）

- 第19条 管理運用法人による法人文書の不開示の決定又は部分の開示の決定若しくは開示の請求に係る不作為について異議がある場合には、開示請求者は、「法人文書不開示決定通知書」又は「法人文書開示決定通知書」を受理した日の翌日から起算して60日以内に、管理運用法人に対して書面により異議の申立てをすることができるものとする。

（情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

- 第20条 管理運用法人は、開示決定等について異議申立てがあったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会へ「諮問書」（様式第15号）により諮問するものとする。

- (1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

- (2) 決定で、異議申立てに係る開示決定等（開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る法人文書の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第21条 管理運用法人は前条の規定により諮問したときは、次に掲げる者に対し、諮問した旨を「情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）」（様式第16号）により通知するものとする。

- (1) 異議申立人及び参加人
(2) 開示請求者（開示請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）
(3) 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

（決定）

第22条 管理運用法人は、開示決定等に係る不服申立てに対し、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問したときは、情報公開・個人情報保護審査会の答申を踏まえて決定を行うものとする。

（手数料）

第23条 管理運用法人は、法人文書の開示を請求する者又はその開示を受ける者に対し、それぞれ、実費の範囲内で定める額の開示請求に係る手数料又は開示実施に係る手数料を求めるものとする。

- 2 手数料は、窓口において受領するものとする。ただし、開示請求者が現金書留を希望するときは、この限りではない。
3 前各項に規定する手数料の額その他手数料に関し必要な事項は、この規程で定めるもののほか、理事長が別に定める。

（実施規定）

第24条 情報公開法及びこの規程の円滑な運用について必要な細則は、別に定めるものとする。

別表1（第5条、第6条関係）

【不開示の情報】

<p>1 個人情報</p> <p>個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害する恐れがあるもの。ただし、右に掲げる情報を除く。</p>	<p>(1) 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報</p> <p>(3) 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行な内容に係る部分</p>
<p>2 第三者情報</p> <p>管理運用法人以外の法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。)(以下「第三者法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、右に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p>	<p>(1) 公にすることにより、当該第三者法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。</p> <p>(2) 管理運用法人の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、第三者法人等又は当該個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>
<p>3 審議、検討又は協議に関する情報</p> <p>国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における協議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、右に掲げるおそれがあるもの。</p>	<p>(1) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ</p> <p>(2) 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ</p> <p>(3) 特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ</p>
<p>4 事務又は事業に関する情報</p> <p>国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、右に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。</p>	<p>(1) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</p> <p>(2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p> <p>(3) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>(4) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、管理運用法人又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害</p>

するおそれ

(5) 管理運用法人の調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不正に阻害するおそれ

(6) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(7) 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

別表 2 (第15条関係)

【文書の開示の実施方法】

<p>1 文書又は図面の閲覧及び写しの交付</p>	<p>(1) 閲覧は、当該文書又は図面により行う。 ただし、閲覧に当たり当該法人文書に支障を生じるおそれがあると認められたとき、その他正当な理由があるときは、写しの交付により、これを行うことができる。</p> <p>(2) 写しの交付は、当該文書又は図面を複写機により日本工業規格 A 列 3 番 (以下「 A 3 判」という。) 以下の大きさの用紙に複写したものにより行う。 ただし、スキャナにより読み取った電磁的記録による交付の請求については、3 の (2) の 又は の方法によることができる。</p>
<p>2 電磁的記録のうち録音テープ又は録音ディスクの聴取及び複写したものの交付</p>	<p>(1) 聴取は、録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものにより行う。</p> <p>(2) 複写したものの交付は、当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ (日本工業規格 C 5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。) により行う。</p>
<p>3 電磁的記録 (2 を除く。) の閲覧及び写しの交付</p>	<p>(1) 閲覧は、管理運用法人が保有するプログラム (電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。) を用い、当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものにより行う。</p> <p>(2) 写しの交付は、次のものを交付することにより行う。 電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したもの 電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ (F D。日本工業規格 X 6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものに限る。) に複写したもの 電磁的記録を光ディスク (C D - R。日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したもの</p>

(注) この表によりがたい場合は、国の行政機関の例により、開示を実施することができる。